

第 6 5 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定のうち、第 2 回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会会議録中富田公園に残る土地の用地交渉について記載された部分を非公開とした決定は妥当であるが、その他の部分を非公開とした決定は妥当でないので公開すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 平成18年 5月 2日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会（以下「推進部会」という。）に関する下記の文書の公開請求を行った。

(1) 推進部会の第 1 回から第 4 回までの配布資料（以下「本件公開請求①」という。）

(2) 推進部会の第 1 回から第 4 回までの会議録（以下「本件公開請求②」という。）

(3) 推進部会委員の氏名の分かるもの（以下「本件公開請求③」という。）

(4) 推進部会委員の選定経過の分かるもの（以下「本件公開請求④」という。）

2 同年 5月16日、実施機関は、上記の公開請求に対して、次のとおり一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

	特定した行政文書	非公開とした情報	非公開事由
本件公開 請求①	第 1 回名古屋市緑の 審議会都市計画公園 緑地事業推進部会会 議次第	—	—
	第 2 回名古屋市緑の 審議会都市計画公園 緑地事業推進部会会 議次第	今後の対応及び用地 の取得状況に関する 内容（以下「本件非 公開情報①」とい う。）	条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当（未確定 な段階の情報が確定 されたものと誤解さ れ、市民の間に混乱 を生じさせるおそれ

			があるもの又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと認められるため。)
	第 3回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会会議次第	今後の対応及び用地の取得状況に関する内容（以下「本件非公開情報②」という。）	条例第 7条第 1項第 4号に該当（未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと認められるため。）
	第 4回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会会議次第	今後の対応に関する内容（以下「本件非公開情報③」という。）	条例第 7条第 1項第 4号に該当（未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと認められるため。）
本件公開請求②	第 1回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会会	推進部会委員の氏名及び当該委員が意見陳述した内容（以下	条例第 7条第 1項第 1号に該当（特定の個人を識別すること

議録	「本件非公開情報④」という。）	ができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため。）
第 2 回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会会議録	用地の交渉状況及び今後の対応について意見陳述した内容（以下「本件非公開情報⑤」という。）	条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当（特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため。） 条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当（未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと認められるため。）
第 3 回名古屋市緑の審議会都市計画公園緑地事業推進部会会議録	今後の対応について意見陳述した内容（以下「本件非公開情報⑥」という。）	条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当（未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと認められ

			るため。)
	第 4回名古屋市緑の 審議会都市計画公園 緑地事業推進部会会 議録	—	—
本件公開 請求③	名古屋市緑の審議会 都市計画公園緑地事 業推進部会委員(案)	—	—
本件公開 請求④	第 1回名古屋市緑の 審議会会議概要	—	—

- 3 同年 6月26日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号について

条例の趣旨は、形式的には本号に該当する情報であっても、当該情報が不特定の者に知られ得る状況にあれば、本号に該当しないという趣旨を含むと解すべきであり、最高裁判決もかかる解釈を前提としている。

推進部会委員は、実施機関が委嘱した公的な立場にある者であることから、委員の氏名及び意見陳述した内容は、個人に関する情報には当たらない。

また、都市計画公園区域内の土地所有者の生活状況及び公園事業に対する思想に関する情報が記載されているとは、考えられない。そのような情報が記載されていたとしても、複数人が土地を所有していたとすれば、どの個人の生活状況や思想の件を言っているのか判明せず、仮にそれらの情報が特定人のことを示す「個人情報」であるという前提に立ったとしても、「通常他人に知られたくないと認められる」情報には当たらない。

(2) 条例第 7条第 1項第 4号について

実施機関が提出した弁明意見書のなかで、今後の公園事業に関しての事業手法案や事業スケジュール案、部会委員の発言に関する情報は、公開することにより、未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるもの又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあると述べられている。しかしながら、案を案として公開することでいかなる誤解を生むのか、いかなる混乱を生じさせるおそれがあるのか、いかなる不当な利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるのかを、法的保護に値する蓋然性があるとして実施機関が主張立証すべきにもかかわらず、「おそれがある」と確率的な可能性としてしか述べておらず、いずれも理由がないと考えられる。

(3) 処分の変更について

名古屋市緑の審議会は、平成18年11月20日に市長に対して「これからの公園緑地のあり方―長期未整備公園緑地について―」と題する答申（以下「緑の審議会答申」という。）を行っており、これにより非公開とする理由がなくなったのであれば、本件処分を取り消して公開決定を行う義務があると考ええる。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 条例第 7条第 1項第 1号について

本件非公開情報④及び本件非公開情報⑤には、推進部会委員の氏名及び当該委員が意見陳述をした内容並びに都市計画公園区域内の土地所有者の生活状況及び公園事業に対する思想に関する情報が含まれており、これらの情報は、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるものであることから、条例第 7条第 1項第 1号に該当する。

2 条例第 7条第 1項第 4号について

本件非公開情報①、本件非公開情報②、本件非公開情報③、本件非公開情報⑤及び本件非公開情報⑥には、今後の公園事業に関しての事業手法案、事業スケジュール案及び推進部会委員の発言に関する情報が含まれており、これらの情報は、公開することにより、未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあり、又は投機を助長するなど特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第 7条第 1項第 4号に該当する。

3 処分の変更について

平成18年11月20日に緑の審議会答申が出されているが、これは、基本的な考え方が述べられているものであり、その答申を個々の公園に当てはめる作業をしている段階にあっては、この答申が行われたからといって、非公開とした情報をすべて公開できるものではない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件非公開情報④及び本件非公開情報⑤のうち富田公園に残る土地の用地交渉について記載された部分が条例第 7条第 1項第 1号に、また、本件非公開情報①、本件非公開情報②、本件非公開情報③、本件非公開情報⑤のうち今後の対応について意見陳述した内容が記載された部分及び本件非公開情報⑥が同項第 4号に該当するか否かが争点となっている。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、まず、本件非公開情報④及び本件非公開情報⑤のうち富田公園に残る土地の用地交渉について記載された部分が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

(2) まず、本件非公開情報④が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

ア 名古屋市緑の審議会は、緑のまちづくり条例（平成17年名古屋市条例第39号）第40条により設置された市長の附属機関であり、推進部会委員は、緑の審議会の構成員であることから、推進部会委員は、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第 3条第 3項第 2号に規定する特別職に属する地方公務員である。

イ 公務員の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分は、条例第 7条第 1項第 1号ただし書アにより、当該公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合を除き、公開すべきであると規定されている。

ウ 公務員の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合とは、公務員の氏名を公にすることにより、当該公務員の私生活等に影響を及ぼす可能性がある場合をいう。第 1回会議録に記載された推進部会委員の氏名を公開したとしても、当該委員の私生活等に影響を及ぼす可能性があるとは認められないため、推進部会委員の氏名は、条例第 7条第 1項第 1号ただし書アに該当する。

エ したがって、本件非公開情報④は、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとは認められない。

(3) 次に、本件非公開情報⑤のうち富田公園に残る土地の用地交渉について記載された部分が、条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

ア 当該部分には、用地交渉を行うに当たっての所有者の移転に関する意向が記載されており、これは、個人の意識に関する情報に該当する。また、富田公園で用地交渉が残っている土地は 2筆であり、当該部分に記載された具体的な用地交渉の状況からすれば、特定の個人が識別され得るものであることは明らかである。さらに、これを公開すると、富田公園の用地交渉に伴う移転について、当該土地を所有する者がどのような考えを有しているかが明らかとなるが、これは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものと認められる。

イ したがって、本件非公開情報⑤のうち富田公園に残る土地の用地交渉について記載された部分は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

4 条例第 7 条第 1 項第 4 号該当性

次に、本件非公開情報①、本件非公開情報②、本件非公開情報③、本件非公開情報⑤のうち今後の対応について意見陳述した内容が記載された部分及び本件非公開情報⑥が条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するか否かを判断する。

(1) 本号は、行政における審議、検討又は協議に関する非公開情報について定めたものであり、審議、検討又は協議に関する情報の性質に照らして、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお意思決定等に不当な支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(2) 本件処分が行われた平成18年 5月16日時点では、推進部会において、公園ごとに個別具体的な審議を継続しており、この段階で、事業手法、用地交渉の状況等を公開すると、未確定な段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあったと認められる。

(3) しかしながら、同年11月20日に緑の審議会答申が行われたことにより、長期未整備公園緑地の現状、課題、今後の対応等に関する基本的な考え方が明らかになったことから、これらの情報を公開したとしても、未確定な段階の情報が確定したものと誤解されたり、市民の間に混乱を生じさせたりするおそれは消滅したと認められる。

(4) また、平成20年 3月には、緑の審議会答申を受けて「長期未整備公園緑地の都市計画の見直しの方針と整備プログラム」が策定、公表されており、長期未整備となっている都市計画公園緑地の見直しを行う考え方が明らかにされるとともに、これらの公園緑地事業の事業着手時期の目途も示されていることから、この答申が行われたことをもって非公開とした情報がすべて公開できるものではないとの実施機関の主張も、現時点では認められない。

(5) したがって、現時点においては、これらの情報が条例第 7 条第 1 項第 4 号に該当するとは認められない。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
-------	---------

平成18年 6月30日	諮問書の受理
7月 4日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
8月 4日	実施機関の弁明意見書を受理
8月 9日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論 意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳 述申出書を提出するよう通知
9月12日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述申出書を受理
平成19年 1月16日 (第74回審査会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
2月20日 (第75回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
5月22日 (第78回審査会)	調査審議
6月12日 (第79回審査会)	調査審議
11月13日 (第84回審査会)	調査審議
平成20年10月14日 (第95回審査会)	調査審議
11月11日 (第96回審査会)	調査審議
11月26日	答申